

高速取引行為を行う者の登録制等の導入に係る対応について

平成29年12月20日
株式会社名古屋証券取引所

I. 趣旨

平成29年5月17日に「金融商品取引法の一部を改正する法律」が成立し、同年10月24日には金融商品取引法施行令、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令、金融商品取引業等に関する内閣府令、関連する金融庁告示、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）及び金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（別冊）高速取引行為者向けの監督指針が公表され、高速取引行為を行う者について、新たに登録制の導入等が実施されることになりました。

これに伴い、当取引所の市場においては以下のとおり対応を行うものとし、所要の改正を行います。

なお、金融商品取引法施行令等のパブリックコメントの結果によっては、当該対応に変更が生じる可能性がございますので、ご注意ください。

(凡例)

- 金商法 : 金融商品取引法（昭和23年4月13日 法律第25号）
監督指針 : 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（別冊）高速取引行為者向けの監督指針

II. 概要

項目	概要	備考
1. 取引戦略の明示 (1) 高速取引行為に係る取引戦略の明示	<ul style="list-style-type: none"> 高速取引行為を行う者が行う高速取引行為に係る新規注文については、その注文がどのような取引戦略に基づくものであるのかを当取引所が把握するため、取引戦略を識別するフラグ機能を追加し、立会市場において高速取引行為に係る新規注文を行う際には、マーケットメイク戦略、アービトラージ戦略、ディレクショナル戦略又はその他戦略の別を明示して発注するものとします。 取引戦略の明示は、高速取引行為を行う者としての登録等のときに当局に提出を行った業務方法書に記載した取引戦略の類型に合わせて行うものとします。 取引戦略の明示は、高速取引行為を行う者としての登録等が完了した後、速やかに開始するものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> N-NET市場において、取引戦略の明示を行う必要はありません。 フラグ機能については、平成29年10月13日に公表されたarrowheadシステム間接続仕様書（4.2版）を参照ください。 各取引戦略の定義については監督指針（Ⅲ-3-1-1-(2)-①）で定められる定義と同義です。 高速取引行為を行う者が高速取引行為に該当しない注文を行う場合は、取引戦略の明示を行う必要はありません。

項目	概要	備考
<p>2. 仮想サーバ申請</p> <p>(1) 高速取引行為を行う者とその者が専有している仮想サーバの申請</p>	<ul style="list-style-type: none"> 取引参加者は、高速取引行為に係る注文が行われる仮想サーバと高速取引行為を行う者とを関連づけ、当取引所がその売買状況を把握できるようにするため、仮想サーバを専有して利用する高速取引行為を行う者の商号、名称又は氏名及び登録番号を申請するものとします。 登録番号は、高速取引行為を行う者である取引参加者については既存の証券会社等標準コードとし、高速取引行為者については証券コード協議会が発行する登録番号とします。 当該申請の方法は、取引参加者が、仮想サーバ申請時（新規・変更）に、当該仮想サーバを専有して利用する高速取引行為を行う者の商号、名称又は氏名及び登録番号を申請ポータル（arrowface）から入力することにより行うものとします。 当該申請は、高速取引行為が行われる既存の仮想サーバについても必要になるため、高速取引行為を行う者としての登録等の完了後、取引参加者が速やかに手続を行うものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> 立会市場の仮想サーバについて、申請が必要です。
<p>3. 注文管理体制の整備</p> <p>(1) 取引参加者における注文管理体制の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> 従来の一定の数量又は金額以上を内容とする注文の発注禁止や実効性のある注文管理体制の整備に加え、取引参加者が顧客の資力、属性及び売買商品又は取引参加者の資力並びに取引の種類及び規模を踏まえて過大な注文の発注を防止するために適切と認められる管理を行うべきことを規定します。 	<ul style="list-style-type: none"> 取引参加者における注文管理体制に関する規則第4条 取引参加者は、高速取引行為の受託等の有無にかかわらず、過大な注文の発注防止のための管理を行うべきことを明確化することとし、規則の改正に合わせ、取引参加者が行うべき注文管理についてのガイドラインを公表します。
<p>4. 関連情報の提出</p> <p>(1) 登録等が完了した者の商号、名称又は氏名を証明する証跡の写し</p>	<ul style="list-style-type: none"> 高速取引行為を行う者としての登録等が完了した者は、登録等した者の商号、名称又は氏名が確認できる証跡の写しを当取引所まで遅滞なく提出するものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> 証跡の写しをPDFファイルに変換し、電子メールに添付して当取引所に提出いただきます。紙媒体の提出は不

項 目	概 要	備 考
<p>(2) 国内における代表者又は国内における代理人等の連絡先情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高速取引行為者として登録を行った者が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合、当該高速取引行為者は、次の者の氏名、住所、電話番号及びメールアドレスについて、その登録の完了後、当取引所まで遅滞なく提出するものとします。 <ul style="list-style-type: none"> ① 外国法人である場合、国内における代表者又は国内における代理人 ② 外国に住所を有する個人である場合、国内における代理人 ・ 高速取引行為者として登録を行った者が国内法人又は国内に住所を有する個人である場合、当該高速取引行為者は、当取引所と連絡をする上で適切な者の氏名、住所、電話番号及びメールアドレスを、登録の完了後、当取引所まで遅滞なく提出するものとします。 	<p>要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なお、証跡としては監督指針(Ⅲ-3-1-1-(4))の登録済通知書等を想定しております。 ・ 連絡先を電子メールで当取引所に提出いただきます。紙媒体での提出は不要です。
<p>(3) 業務方法書等の写し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融商品取引業者、金融機関又は取引所取引許可業者は、高速取引行為を行う者としての変更登録が完了した後、当局に提出を行った業務方法書の写しを当取引所まで速やかに提出するものとします。 ・ 高速取引行為者として登録を行った者は、登録時に当局に提出を行った業務方法書並びに業務に係る人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面の写しを当取引所まで速やかに提出するものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資料をPDFファイルに変換し、電子メールに添付して当取引所に提出いただきます。紙媒体の提出は不要です。 ・ 取引参加者は、既に当取引所に提出している業務方法書に変更があった場合には変更後の写しを当取引所に提出することになるため、その提出をもって変更登録に伴う提出に代えることが可能です。 ・ 業務方法書並びに業務に係る人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面の記載事項に変更があった場合には、変更後の書類の写しを速やかに当取引所まで提出するものとします。

